

令和6年度（2024年度）豊中市伊丹市クリーンランド 内部統制評価報告書の審査意見書

第1 豊中市伊丹市クリーンランド監査基準に関する規程への準拠

豊中市伊丹市クリーンランド監査基準に関する規程（令和2年豊伊ク監告示第1号）に準拠し、審査を行った。

第2 審査の種類

地方自治法第160条において準用する同法第150条第5項に規定された内部統制評価報告書の審査

第3 審査の対象

令和6年度豊中市伊丹市クリーンランド内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）

第4 審査日

令和7年10月17日

第5 審査の着眼点

評価報告書について、管理者による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査する。

第6 審査の実施内容

「豊中市伊丹市クリーンランド監査基準に関する規程」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月（令和6年3月改定）総務省）の「Ⅴ 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第7 審査の結果

評価報告書について、第1から第6までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であることが認められた。